

# 第186回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和8年2月4日

閉会 令和8年2月4日

北上地区消防組合議会議務局



# 第186回定例会会議録

## 目 次

令和8年2月4日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告並びに施政方針	3
現金出納検査結果の報告	6
一般質問	
・ 1番 佐々木 護 君	6
議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例	13
議案第2号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に 関する条例	14
議案第3号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補 正予算（第3号）	15
議案第4号 令和8年度北上地区消防組合一般会計予 算	18
議案第5号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を 改正する条例	26
議案第6号 北上地区消防組合行政手続条例の一部を 改正する条例	28
閉 会	29

## 第186回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月4日	原案可決
議案第2号	北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例	2月4日	原案可決
議案第3号	令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算(第3号)	2月4日	原案可決
議案第4号	令和8年度北上地区消防組合一般会計予算	2月4日	原案可決
議案第5号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	2月4日	原案可決
議案第6号	北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例	2月4日	原案可決

令和8年2月4日（水曜日）

議事日程第1号

令和8年2月4日（水）午後3時開議  
北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告並びに施政方針
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 一般質問  
1番 佐々木護君  
北上地区消防組合における女性の活躍推進について
- 第6 議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例
- 第8 議案第3号 令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第4号 令和8年度北上地区消防組合一般会計予算
- 第10 議案第5号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

---

出席議員（7名）

1番 佐々木	護君	2番 太田	洋市君
3番 藤原	常雄君	4番 熊谷	浩紀君
5番 高橋	敏樹君	6番 刈田	敏君
7番 小田島	徳幸君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫	浩	文	君
副管理者（西和賀町長）	内 記	和	彦	君
副管理者（北上市副市長）	八重樫	義	正	君
会計管理者（北上市会計管理者）	千 田	里	枝	君
監査委員	伊 藤	広	務	君
監査委員事務局長	高 橋	良	枝	君
事務局長（消防長）	昆 野	美	継	君
事務局次長（消防次長兼北上消防署長）	小 原	和	弘	君
総務課長	高 橋	一	哉	君
予防課長	佐 藤		忍	君
警防課長	高 橋	周	一	君
西和賀消防署長	梅 木	敬	光	君

---

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	小 原	義	幸	君
-------------	-----	---	---	---

---

議会事務局出席者

事務局長	昆 野	美	継	君
事務局次長	高 橋	一	哉	君
書 記	藤 村	淳	生	君
書 記	小 岩		晃	君
書 記	阿 部	幸	史	君
書 記	高 橋	洋	充	君
書 記	及 川	直	哉	君

---

午後3時00分 開 会・開 議

○議長（小田島徳幸君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第186回北上地区消防組合議会定例会

を開会いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番太田洋市議員、3番藤原常雄議員を指名いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第3、行政報告並びに施政方針について管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 本日、ここに第186回北上地区消防組合議会定例会が開会されるにあたり、行政報告並びに令和8年度における消防組合施政方針の一端を申し上げます。

はじめに、令和7年の消防組合の主な活動から御報告申し上げます。

火災の発生件数は40件で、令和6年と比較すると3件の増加であり、過去10年では最多となっております。火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く21件、車両火災が7件、その他の火災が12件でありました。なお、当消防組管轄内で林野火災は発生しておりません。火災による死者は2名、負傷者は3名であり、令和6年と比較して死者が1名の増加、負傷者が1名の減少となっております。

救急業務につきましては、出場件数は4,299件で、令和6年と比較して

44件の増加であり、過去最多となった令和5年の4,442件に次ぐ件数となっております。搬送人員は3,772名で、そのうち65歳以上は2,423名であり、搬送人員の64.2%を占めております。

次に、非常災害への対応状況を申し上げます。令和7年中における消防災害対策本部の設置につきましては、令和7年5月12日に西和賀町沢内字鍵飯地内で発生しました山岳遭難事案において設置し、行方不明者の捜索活動を実施しております。また、消防災害警戒本部の設置につきましては、地震の発生及び気象警報の発表に伴い、合計5回設置し対応しましたが人的被害はありませんでした。

次に、消防訓練の指導につきましては、事業所等へ120回、自主防災組織へ5回実施しております。また、応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を160回、3,378名に実施しております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に、事業の進捗状況について申し上げます。消防本部庁舎の建設事業につきましては、令和13年度の運用開始を目指し、令和6年度から進めている建設用地の造成設計業務が3月中旬に完了する予定であります。また、北上消防署和賀分署庁舎につきましては、令和9年度の運用開始を目指し、令和6年度から進めている建設設計業務が2月9日に完了する予定であります。引き続き、令和8年度から予定している消防本部庁舎建設用地の造成工事及び北上消防署和賀分署庁舎の建設工事を進めてまいります。

次に、いわて消防指令センター総合整備事業について申し上げます。令和8年4月からの県内10消防本部による指令システムの共同運用に向け、現在は派遣予定職員の実地研修を実施しているところであります。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の施政方針について申し上げます。

昨年1年間の全国の災害を振り返りますと、大船渡市の大規模な林野火災をはじめ、地震や台風など住民生活に大きく影響を及ぼす災害が各地で発生しております。当消防組合といたしましては、このような大規

模で頻発化する災害に備え、各種資機材を計画的に配備するとともに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校における教育をはじめとする各種研修会への派遣を計画的かつ継続的に進めてまいります。

次に、火災予防及び救急の分野について申し上げます。近年、全国的に火災発生件数は減少傾向にあるものの、昨年当消防組合の管内では過去10年において最多件数でありました。人的要因による出火が大半を占めている状況であることから、火災予防に関する広報活動を強化し、住民の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。また、1月1日から運用を開始しました林野火災注意報等の発令状況につきましては、運用開始以降、北上市及び西和賀町での発令はございません。一方、県内では沿岸地区で発令されている状況でもあり、引き続き住民への広報活動に力を入れ、効果的な林野火災予防対策を図ってまいります。救急の分野におきましては、高齢化の進展や感染症等を背景に、救急需要の更なる増加が見込まれます。今後におきましても質の高い救急救命体制を確保するため、必要な資機材の整備のほか、救急隊員の育成を計画的に進めてまいります。昨年、岩手県では病気やけがをした際、救急車要請の判断などについて電話で相談できる＃7119の運用を開始しております。また、当消防組合では、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し医療情報等を閲覧できるマイナ救急の運用を開始しております。

これらの新たな制度に関する広報活動に力を入れ、救急車の適性利用や傷病者の負担軽減に努めてまいります。

最後に、職員の採用について申し上げます。来年度の新規採用職員は6名を予定しております。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、引き続き住民の皆様並びに組合議会の御理解と御協力をお願い申し上げまして、行政報告並びに施政方針といたします。

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をいたさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第5、これより一般質問を行います。通告に従い質問を許します。1番佐々木護議員。

（1番 佐々木護君 登壇）

○1番（佐々木護君） それでは通告に従い、北上地区消防組合における女性の活躍推進について伺います。この後も様々な議案がありますので簡潔に質問できればと思います。

女性の活躍推進は、私が北上市議会で初めて一般質問に登壇した際にも取り上げたテーマであり、継続して重要視しているテーマでございます。私は、このテーマを女性のための施策という狭い枠で捉えておりません。女性が働きやすい職場とは、多くの場合あらゆる世代や年代にとって、また、育児、介護など多様な人生の局面を抱える職員にとって、働き続けやすい職場でございます。多様な人がそれぞれの能力と希望に応じて役割を担い、成長し、挑戦できる余地が広がることは、一人一人の自己実現や幸福につながります。そして、そのような働きやすい職場は、組織全体としても力強くしなやかで、持続性のあるものになると考えています。これは、一般行政とは異なる一定の特殊性を有する消防行政でも同様のことが言えると捉えています。消防庁が平成30年にまとめた消防庁女性活躍ガイドブックでは、女性消防吏員の活躍を推進する実質的な意義として、一つ目に住民サービスの向上、二つ目に消防組織の活性化、三つ目に優秀な人材の確保の3点を示しており、その後も議論が重ねられております。

当消防組合においても、特定事業主行動計画を策定し、取り組みの実施

状況や数値目標の点検評価を行っている」と承知しておりますので、この計画期間の一旦の終わりを迎えるにあたり、掲げた取り組みがどこまで実効性を伴って進んだのか、また課題をどのように把握し、次の改善につなげていくのか改めて確認させていただければと思います。

以下2点を伺います。

1点目、消防組合において、女性の活躍推進の意義をどのように整理しているのでしょうか。

2点目、計画で掲げる7つの取り組みについて、それぞれの進捗状況と現状の課題をどのように捉え、今後どのように改善していく予定でしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（小田島徳幸君） 管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、当消防組合の女性職員の状況についてお答えいたします。当消防組合は、平成12年に県内で初めて女性職員を2名採用したところであり、その職員は勤続25年を迎えております。現在、職員146名のうち女性職員は7名であり、その割合は当消防組合の目標である5%に対し、4.8%となっております。

それでは、当消防組合における女性の活躍推進の考え方についてお答えいたします。消防を取り巻く環境が複雑・多様化する中、住民サービスの質を確保しつつ、組織を持続的に運営していくためには、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場づくりが不可欠であり、女性職員の活躍は組織力の維持・向上が期待できるものと考えております。女性職員が災害現場や事務業務で活躍することは、住民サービスの向上にも直結するものであり、災害時や救急現場においては、性別や年齢、ライフステージに応じたきめ細やかな対応が求められ、女性職員が住民サービスを提供することにより、住民が相談しやすく安心して支援を求められる体制が整い、子供や高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある住民への対応力が向上していくものと考えております。さらに、女性職員の活躍を通じて多様な視点で物事を考える組織風土が醸成されるこ

とは、組織全体の強化につながり、従来の発想だけでは見落としがちであったリスクや課題が顕在化し、新しい課題解決手法などが生まれます。多様な意見を尊重しあう風土は、魅力的な職場づくりにもつながり、結果として消防組織の持続的な発展と住民の安心・安全の確保に大きく寄与するものと考えております。

次の北上地区消防組合消防本部女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に掲げている、第4項女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組についての進捗状況及び現状の課題につきましては、消防長から答弁をいたさせます。

○議長（小田島徳幸君） 消防長。

（消防長 昆野美継君 登壇）

○消防長（昆野美継君） 私からは、二つ目の御質問についてお答えいたします。

北上地区消防組合消防本部女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に掲げている、第4項女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組の7項目について進捗状況を申し上げます。

第1号の女性の採用拡大のためのPR活動に関しましては、職業説明会や採用試験案内の際に、女性職員の在職状況、職域、女性専用施設の整備状況等について説明を行い、女性が活躍できる職業であることを積極的にPRしております。また、採用試験案内においては、各高等学校、専門学校に直接伺い、募集PRを実施しております。

第2号の女性職員の職域の拡大推進に関しましては、意欲と適正に応じた人事配置を行い、救急救命士の資格を有する女性職員や岩手県消防学校の教官を経験した女性職員が、それぞれの職域において活躍しております。そのような中、今年度においては当消防組合で女性として初となる特別救助隊員が誕生したところであります。

第3号の女性専用の施設の整備等に関しましては、現在、5つの庁舎のうち4庁舎に女性職員が当直勤務をするために必要な施設が整備されております。未整備であります和賀分署につきましては、令和9年度運用を目指し進めている新庁舎の設計に、女性専用施設の整備を組み込ん

でいるところであります。

第4号の女性職員のキャリア形成支援に関しましては、先程管理者が平成12年に県内で初めての女性職員を2名採用したことを申し上げたところですが、現在はその職員がキャリア形成のモデルとなり、業務や人間関係など幅広く相談ができる環境が構築されております。

第5号の男女のワークライフバランスの確保に関しましては、令和6年度の職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は平均14.6日となっており、5年前と比較すると増加している状況であります。引き続き、各所属において業務改善を進めながら、年次有給休暇の取得促進や超過勤務の縮減など、ワークライフバランスの確保に取り組んでまいります。

第6号の男性職員の家庭生活への関わり及び第7号の育児と仕事の両立支援制度の活用推進に関しましては、育児休業に関する制度について所属長から職員に周知しており、該当職員が申告しやすい環境の構築を図っております。育児休業の取得状況につきましては、令和3年度まで男性職員が取得する例はありませんでしたが、令和4年度から男性職員が取得する状況が続いております。年度ごとに増減はありますが、該当職員が個々に必要性を判断し、有効に制度を活用している状況であります。なお、令和7年度におきましては、該当職員6名全員が育児休業を取得しております。

次に、現状の課題について申し上げます。過去5年間の採用試験受験者の女性割合は、6.3%であることから、女性受験者の確保と安定化が必要と考えます。就職期の女性に消防を就職の選択肢として考えてもらうために、SNS等を活用しながらPR活動を行ってまいります。また、より早い時期から消防業務を認知してもらうことが重要であるため、小、中学生といった若年層に対しても、仕事の魅力について積極的な広報活動に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） 御答弁ありがとうございました。

事前にヒアリングをさせていただいたのですが、正直自分が思っている

よりもかなり女性の方々が働きやすいような取り組みをされているということを知ったところでございました。

再質問させていただくのですが、特定事業主行動計画は今年の3月末で一旦終わりますけれども、令和8年以降のこの計画を今まさに策定しているということでよろしいでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 佐々木護議員の質問にお答えいたします。

令和8年度からの特定事業主行動計画については、3月末までに策定をいたしまして、新たな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） 新たなこの行動計画については、国から女性の採用のパーセンテージ10%を目標にということも出されていたと思うのですが、今までの特定事業主行動計画を見ますと3番に数値目標として5%というのが掲げられているのですが、4番以降は取り組みはあるが数値の目標の記載がないと思っております、例えば施設整備などはもうほとんど100%に近くなってきているわけですので、定量的に取れるものと取れないものがあると思いますが、中間年度等で数値の目標を置いていただいた方が我々もどれくらい取り組んでいるかということもわかりますし、職員の皆さんもここを目指してまずは2年3年取り組むということも良いと思うのですが、新たなこの行動計画のそれぞれの取り組みに関して、目標を置くということはお考えかどうか、お伺いします。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 佐々木護議員の質問にお答えいたします。

これまで消防組合で計画に示したものの以降に、総務省消防庁から行動計画に示す必須項目や選択項目といったものが通知されてございます。今までの7項目に加えて、これらの中で私たちが目標とすべき取り組み方法、具体的な数字なども十分に検討いたしまして、策定してまいりたいと考えておりますし、それらの目標的な数値を示せるものに関しましては示していきたいと考えております。中間期での報告という部分に関しましては、

女性活躍推進法第21条に基づいて、職業選択に資する情報公開というものがあります。それに合わせまして、ホームページなどを通じて定期的に公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） ぜひそういった目標を置いていただければと思いますし、今おっしゃっていただいた女性活躍推進法第21条の公表項目において、どの項目がどこに当てはまっているのか抜粋していただき、またそこに載っていない項目もあるようなので、ぜひ内部で整理していただきたいと思っております。

もう1つ、最後の7番のところで、就職の窓口となるようにSNSでの発信もしていきたいということをおっしゃられていましたが、北上地区消防組合のSNSは、民間から見ても相当力の入っている取り組みだと思っております。昨年の12月頃に、消防本部における女性活躍推進に関する検討会報告書というものが消防庁の方から出ていましたが、そこだとSNSを見て採用にこぎつけたという方が4割を超えているというような数字が出ていましたし、女性の消防吏員の方はいつ消防職員になりたいと決めたいかという質問に対し、高校生、専門学生、大学生の時に7割程の方がなりたいと決めたいというようなデータが出ていましたし、その世代の方が見ているので、ぜひSNSをこれまでどおり力を入れて取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 消防長。

○消防長（昆野美継君） 佐々木護議員の御質問にお答えいたします。

国の方で昨年現職の女性職員からアンケート調査を実施し、その調査結果ということで取りまとめたところ、SNSは44%、ホームページが21%の割合で、効果的な採用方法が実施できるのではないかと女性からの意見がありました。私もそこまでSNS、ホームページの割合が高いことは考えておりませんでしたけれども、若者世代がそのようなところから情報収集しているのだということを実感しているところであります。当消防組合において、フェイスブックは以前から実施しておりましたが、

インスタグラムを今年度から取り組み始めて、多くの職員が頑張っ  
て発信しておりますし、効果も出ているように感じております。今  
後の採用案内に向けて、女性もこのように活躍できる職場である  
ということをPRする内容で発信していきたいと考えております。

以上でございます。。

○議長（小田島徳幸君） 1 番佐々木護議員。

○1 番（佐々木護君） 北上地区消防組合のSNSは全国的に見ても  
かなり良いSNSだと自分は思っています、バズっていると言われる  
投稿もあるように見えますけれども、一方でここまですごいものを  
継続することは難しいことだと思いますので、継続的に取り組める  
ようにしていただきたいと思っております。

もう1点、男性職員の家庭生活への関わりを推進するというのが6番  
あるのですが、消防の男性の皆さんは平日1日家にいる時間がある  
という特殊な勤務もあるということで、普通に家事をされている方も  
たくさんいるということをお伺いしまして、一般的なサラリーマンより  
家事に関わる時間が多いのかなと思ったところでした。ぜひ男性も  
このように家庭に積極的に関わっているのが消防だという情報発信  
をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 佐々木護議員の御質問にお答えいた  
します。

男性職員の休日を利用した家事への参画という部分ですけれども、  
確かに私どもの職業柄、毎日勤務をしている職員と比べまして、隔  
日勤務している職員が多いのは事実であります。あくまでも個人的  
に各職員から日頃の生活の話聞いた時には、やはり育児や家事に携  
わる職員も少なくはないという事実がございますので、女性活躍と  
いう視点のみならず、その視点は誰もが働きやすい職場であるとい  
うことを踏まえまして、そのような考え方を浸透させ発信していく  
取り組みになるよう進めていければと思います。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 1 番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） どのように地方に女性が残し、活力ある自治体を目指していくかということに女性の活躍は非常に重要だと思いますので、ぜひ北上地区消防組合の皆さんにも、このエリアから引っ張っていただきたいと思っております。

最後に消防長から、今後の全体としての方針を一言だけお伺いできればと思います。

○議長（小田島徳幸君） 消防長。

○消防長（昆野美継君） 佐々木護議員の御質問にお答えいたします。

女性を増やすという考えよりも、女性も男性も活躍できる職場を作っていきたいと考えておりますし、そのような職場であるというPRを発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 1番佐々木護議員の質問を終結いたします。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第6、議案第1号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第1号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与の取扱いに準拠し、当消防組合一般職の職員の給与を改定しようとするものであります。

主な内容は、給料表の増額改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて年間で0.05月分引き上げるほか、通勤手当に駐車場の利用に対して1月当たり上限5,000円を支給する新たな制度を定めるものであります。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定は令和8年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第7、議案第2号北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第2号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、特殊勤務手当のうち緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当について支給額を見直し、また、感染症等作業及び有害物質危険業務に従事した職員に対する手当について廃止するなど、各手当の明確かつ適正化を図るため改正しようとするものであります。なお、各条文に変更が生じることから全部改正とするものであります。

主な理由は、緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当につきましては、昨年総務省消防庁において全国の消防本部に調査をしたところ、支給状況が様々であることが判明しました。手当支給額の均衡を図ることを目的に、総務省消防庁から支給額の水準を2,160円とする通知を受けた

ことから、支給額の見直しをするものであります。

次に、有害物質危険業務に従事した職員に対する手当につきましては、緊急消防援助隊の応援が必要となる特殊な災害を想定し定めていたものであり、緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当として支給されるものであることから廃止するものであります。

次に、感染症等作業に従事した職員に対する手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行時、その対応の際に支給するため定めていたものであり、現在は、それに該当する感染症が存在しないことから廃止するものであります。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第8、議案第3号令和7年度北上地区消防組一般会計補正予算第3号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第3号、令和7年度北上地区消防組合一般会計補正予算第3号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出予算の総額から1,058万8,000円を減額し、予算の総額を24億9,593万5,000円にしようとするものであります。

はじめに、第2条継続費の補正から御説明申し上げます。4ページを御覧願います。

第2表、継続費補正の3款1項2目消防施設費について、令和6年度から7年度までの継続費として進めております消防本部庁舎建設事業造成設計業務委託料の契約金額が確定したことから、委託料の総額を減額しようとするものであります。

続きまして、第3条繰越明許費について申し上げます。5ページを御覧願います。

第3表、繰越明許費について、令和7年度に化学車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新配備するため1億8,271万円を計上しているものでありますが、消防専用シャシの出荷の遅延により、納期が遅れることが明らかになったことから、令和8年度に予算を繰り越して使用するため、その額を定めようとするものであります。

続きまして、第4条債務負担行為について申し上げます。6ページを御覧願います。

第4表、債務負担行為の16件の各事業について、令和7年度中に見積徴収等を実施する必要があることから、債務負担行為を定めようとするものであります。

続きまして、第5条地方債の補正について申し上げます。8ページ、9ページを御覧願います。

第5表、地方債補正について、消防本部庁舎建設事業造成設計業務委託の契約金額が確定し、事業費及び起債額が減額となることから、限度額を910万円減額しようとするものであります。

続きまして、第1条歳入歳出予算の補正について、主な内容を、歳出から申し上げます。12ページ、13ページを御覧願います。

3款1項1目常備消防費の補正額は310万9,000円の増額であり、そのうち職員人件費2,529万6,000円の増の内訳として、2節給料1,710万円の増は給与改定によるものであります。3節職員手当等1,131万3,000円の増は、岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金の増及び給与改定による増が主なものであります。4節共済費311万7,000円の減は、岩手県市町村職員共済組合負担金の減が主なものであります。

消防管理運営事業2,218万7,000円の減の内訳として、8節旅費は研修等のオンライン化に伴う普通旅費及び特別旅費の減によるものであります。10節需用費は各購入物品の契約金額確定による消耗品費の減、並びに使用実績に基づき今年度内の支払い見込みがついたことによる燃料費及び光熱水費の減であります。11節役務費は消防職員損害賠償保険料の確定による減、12節委託料は各委託料の確定による減、13節使用料及び賃借料は各使用料及び賃借料の確定による減であります。17節備品購入費は、各備品の契約金額確定による減であります。18節負担金補助及び交付金は、消防通信指令事務協議会負担金の確定及び大型自動車免許取得補助の減が主なものであります。

3款1項2目消防施設費1,272万2,000円の減は、消防本部庁舎建設事業12節委託料の造成設計業務委託料の契約金額確定による減が主なものであります。

4款公債費97万5,000円の減は、令和7年度に納入予定でありました化学車及び水槽付消防ポンプ自動車の納期が令和8年度へ延長となり、令和7年度中の借り入れがなくなることから、償還金利子を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。10ページ、11ページを御覧願います。

はじめに、2款から御説明申し上げます。

2款使用料及び手数料20万円の増は、危険物取扱許可手数料において予算額を超える歳入があったことから増額しようとするものであります。

5款諸収入123万6,000円の増のうち、派遣助成交付金につきましては、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る交付金の確定によるものであります。

6款組合債910万円の減は、消防本部庁舎建設事業造成設計業務委託料

の確定によるものであります。

最後に1款分担金及び負担金について御説明申し上げます。先程まで申し上げてまいりました歳入歳出の内容を反映させ、292万4,000円を減額しようとするものであります。なお、常備消防費分賦金は167万3,000円の増、消防施設費分賦金は459万7,000円の減とするものであります。

以上、一般会計補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算の補正から第5条地方債の補正までを一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号令和7年度北上地区消防組一般会計補正予算第3号を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第9、議案第4号令和8年度北上地区消防組一般会計予算を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第4号、令和8年度北上地区消防組一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,842万3,000円に定めようとする

るものであります。前年度当初予算と比較し5億5,152万円、率にして21.9%の増となっております。

はじめに、第2条継続費及び第3条地方債から御説明申し上げます。4ページを御覧願います。

第2表継続費の3款1項2目消防施設費について、消防本部庁舎建設事業の造成工事を令和8年度から9年度にかけて実施することから、4億7,320万円を継続費として計上しようとするものであります。

第3表地方債は、消防施設整備事業に伴う起債の限度額を10億880万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。1ページを御覧願います。

第4条一時借入金について御説明申し上げます。一時借入金の借入れの最高額を10億880万円と定めようとするものであります。

続きまして、第1条歳入歳出予算について御説明申し上げます。

主な内容について歳出から申し上げます。12ページを御覧願います。

1款議会費153万円は、議員報酬並びに議員研修に係る旅費及び賃借料が主なものであります。

2款総務費の1項1目一般管理費125万1,000円は、特別職報酬及び議員研修に係る旅費が主なものであります。

2款総務費の2項1目監査委員費24万3,000円は、監査委員報酬及び議員研修に係る旅費が主なものであります。14ページ及び15ページを御覧願います。

3款1項消防費について、目ごとの分類別に申し上げます。説明欄を御覧願います。

1目常備消防費の職員人件費は、13億5,443万2,000円で前年度と比較し6,917万8,000円の増額であり、給与改定による増が主な理由であります。

消防管理運営事業は、1億5,445万9,000円で前年度と比較し4,092万3,000円の減額となっております。主な内容については、18節負担金補助及び交付金のうち下から5行目の消防通信指令事務協議会負担金2万1,000円は、現在3消防本部において共同運用している消防通信指令事務

協議会への負担金であり、前年度と比較し3,354万4,000円の減額となっております。また、令和8年度から10消防本部により運用を開始することから、いわて消防通信指令事務協議会負担金を新たに計上しようとするものであります。なお、令和8年度の新たな項目は、12節委託料の下3項目に記載の人事給与システムバージョンアップ業務委託料、グループウェアシステムバージョンアップ業務委託料、人事給与システムクラウド移行業務委託料であり、システム更新に係る費用であります。また、18節負担金補助及び交付金の順次指令回線利用料負担金は、令和8年度から運用開始となる指令システムに係る費用であります。

次に、2目消防施設費のうち、施設整備事業は1億7,953万1,000円であり、前年度と比較し5億6,507万8,000円の減額となっております。なお、17節備品購入費は、高規格救急自動車及び指揮車の更新を予定しております。

消防本部庁舎建設事業は、2億3,710万円で前年度と比較し2億704万5,000円の増であり、内容については、令和7年度までの2か年で造成設計を実施しており、令和8年度から2か年で造成工事を行う予定であります。

北上消防署和賀分署庁舎建設事業は、8億8,812万円で前年度と比較し8億7,786万7,000円の増であり、内容については、令和7年度までの2か年で建築設計を実施しており、令和8年度は庁舎の建設工事を行う予定であります。

4款公債費は、組合債償還元金及び償還利子であり、令和8年度末の起債残高見込額については、27ページを御覧願います。

当該年度末現在高見込額は23億2,607万円であります。

次に、歳入について申し上げます。8ページ及び9ページを御覧願います。

はじめに2款から申し上げます。2款1項1目総務使用料20万円は、庁舎内に設置の自動販売機等に係る庁舎使用料であり、2款2項1目消防手数料150万円は、危険物施設における審査等の手数料であります。

4款繰越金700万円は、令和7年度からの繰越金であります。10ページ

及び11ページを御覧願います。

5款2項1目雑入1,523万7,000円は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金及び派遣助成交付金が主なものであります。

6款1項1目組合債10億880万円は、施設整備事業、消防本部庁舎建設事業及び北上消防署和賀分署建設事業に係る起債であります。8ページ及び9ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金の合計額20億3,568万4,000円は、先程まで申し上げてまいりました歳入歳出の内容を反映させた組合構成市町からの分賦金であり、歳入全体の66.3%を占めております。北上市及び西和賀町の方賦金の詳細については、最終ページ、28ページを御覧願います。

北上市の本年度の合計は17億8,354万4,000円であり、西和賀町の本年度の合計は2億5,214万円であります。

以上、令和8年度北上地区消防組合一般会計予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。1款分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 4款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款諸収入。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 11ページの東日本高速道路株式会社救急業務支弁金についてですが、これは高速道路において事故があった場合の出動に関することだと思いますが、この費用は東日本高速道路から直接入ってくるのか、例えば市を通して入るのか、また、456万4,000円という金額は何回の高速道路への出動によるものなのか、金額の基準があるのか、例えば事故の内容によるのか、あるいは事故に出動する時間帯によって金額が変わるのか、毎回の予算に計上されていて気になっていたのので、このことについて少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

東日本高速道路株式会社救急業務支弁金につきましては、東日本高速道路株式会社から直接支弁金として支払われるものであります。その額の算定方法ですが、救急隊1隊を維持するために要する費用、人口に基づく出動割合、前々年の出動件数、管内にあるインターチェンジ数を独自の計算式によって算出したものが、支弁金として支払われることになっております。

件数ですが、事故の場合だけではなく、高速道路上に災害出動として進入した件数になります。正確な数字が手元にございませんので、後程お答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 金額の基準は、例えば昨年20件出動したとして、昨年の収入は438万8,000円でしたから、それを20で割れば1回分の金額という形になるんですか。事故の内容とか関係するのかどうかを含めて金額の基準がわかりづらいので、後日で結構ですから、改めてもう少し詳しく書類で提出していただきたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 本議会中に資料が確認できましたらお答えいたします。難しいようでしたら、後程資料等で御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 6款組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 7款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 3款消防費。1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） 3款の需用費ですが、昨年の予算と比較すると

1,000万円減額されておりましたが、基本的には需用費を削れるというイメージがないのですが、このように削る内訳を教えてください。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

需用費が減額になっている内訳をお答えいたします。一番大きいところでは消耗品費でございます。こちらは約700万円の減額ですが、理由としては令和7年度に職員の被服として防寒着を全職員分貸与したということが1つの要因でありますし、同じく令和7年度のタイヤ更新の該当年度になる車両が多かったことにより、消耗品費が令和7年度に比べて、令和8年度は減額になっているという状況です。

もう1つは光熱水費についてですが、こちらも300万円程減額となっております。燃料高騰の影響により令和7年度当初予算で高く算定し予算化したところでしたが、その後の令和7年度の実績をベースとし令和8年度分を予算化したため減額になっているという内訳でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 消防管理運営事業費の消耗品で、大きく金額がかかる見込みのものを教えてください。また、需用費の中で高いのが燃料費と光熱水費だと思うのですが、この金額はどのくらいの見込みですか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

10節需用費の中で金額の大きいものとしては、消耗品費が一番多い金額になっております。その消耗品費の中で、職員へ個人貸与している被服等の貸与品が大きい金額を占めております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 燃料費と光熱水費は金額がいくらぐらいになっているのですか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度の当初予算において、燃料費につきましては1,100万円を予算計上しております。続いて光熱水費につきましては1,500万円を予算計上しております。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 委託料の中で、令和7年度には計上していた西和賀中継所非常用発電機燃料入替委託料の項目が、令和8年度には計上されていませんが、これは何か理由があるのですか。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

西和賀中継所非常用発電機の燃料入替は3年に1度実施することとしており、令和7年度に実施いたしましたので、令和8年度については実施を予定していないことから予算計上はしておりません。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 同じく委託料の中ですが、今回新しく計上している人事給与システムバージョンアップ業務委託料、グループウェアシステムバージョンアップ業務委託料、人事給与システムクラウド移行業務委託料については毎年発生するものですか。

また、負担金補助及び交付金の中で、大型自動車免許取得補助が360万円の計上になっていますが、これは1人あたりいくらの補助になり、何人の方が補助を受けられるのか教えていただきたい。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の御質問にお答えいたします。

来年度新たな項目として予算計上しております人事給与システムバージョンアップ業務委託料、グループウェアシステムバージョンアップ業務委託料、人事給与システムクラウド移行業務委託料ですが、全てシステムを新しく更新するための費用でございます。令和8年度のみ予算計上となっております。

もう1つの質問で大型自動車免許取得補助でございますが、こちらにつ

いては令和7年度までは1人10万円の補助としており、9人程度を予定しておりましたので90万円を予算化していたものです。しかし、自動車学校での費用が高騰していることから、令和8年4月1日より補助金の額を1人あたり20万円に引き上げることとし、大型自動車免許を取得可能な職員の人数18人へ20万円ずつ補助をする予定で360万円を予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 使用料及び賃借料について、令和7年度に比べて令和8年度の方が増えていますが、その内容について教えていただきたい。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員の質問にお答えいたします。

13節使用料及び賃借料の中で、昨年度と比較して新たな変化があったものについて御説明いたします。盛岡中央消防署の庁舎使用料というものを新たに予算計上しております。これにつきましては金額120万8,000円となります。令和7年度までの3消防本部、盛岡、奥州金ヶ崎、北上で共同運用しております消防指令センターにおいては、盛岡中央消防署庁舎を借用しているものの、使用料が発生しておりませんでした。令和8年度からの10消防本部での共同運用に際しましては、各消防本部でそれぞれ使用料を負担するということになりまして、その使用料120万8,000円を予算計上したということになります。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） その他3款消防費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 以上で歳出を終わります。次に、第2条継続費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 次に、第3条地方債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 次に、第4条一次借入金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号令和8年度北上地区消防組合一般会計予算を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第10、議案第5号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第5号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、火を使用する設備に簡易サウナ設備を追加し、また住宅における火災予防の推進のための施策として、普及促進する機械器具及び設備に感震ブレーカーを追加しようとするものであります。

主な理由として、簡易サウナ設備につきましては、昨今屋外で使用する可搬式サウナが普及してきており、現行の消防関係法令上で規定している浴室等のサウナ施設と特性が異なることから、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について定めるものであります。

感震ブレーカーにつきましては、地震による電気火災を防止するため、普及促進する機械器具及び設備に明記するものであります。

なお、施行日は令和8年3月31日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 感震ブレーカーの件についてお聞きしたいと思います。全国的には、特に南海トラフの地震が非常に騒がれて以降、感震ブレーカーの普及促進がすごく進んでおりまして、岩手県におきましては東日本大震災の時の火災の原因が、電気火災が比較的多かったということがあり、普及促進をした方が良いということで、私も市議会の一般質問でも3度程感震ブレーカーの話題を出したんですが、なかなか普及が進んでいないという状況でございます。例えば条例にこの感震ブレーカーの普及の促進を組み込むことによって、今後の影響としてはどういうことを反映させていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 予防課長。

○予防課長（佐藤忍君） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

当消防組合といたしましても、令和5年能登半島地震の際の国からの通知により、令和6年度から、防火講話、消防訓練等で普及啓発を行っているところであります。昨年秋の火災予防週間中にもショッピングセンター内へ感震ブレーカーのデモ機を持ち込み、市民の方々に実際に体験をしていただき啓発を行っているところではあります。今後さらに、消防の広報誌への掲載等、メディアを利用しながら普及啓発を行っていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 周知に関して、今まではこの条例になかったから普及が進まなかったということではないと思います。やはり周知という部分がすごく大事だということで、いろいろな場面でそういうことをやっていただくことは本当にありがたいと思います。広報誌に載せるとか、SNSで発信するとかいろいろな方法があります。例えば、以前住宅用火災警報器を普及させるために各家庭にお邪魔したりして周知していたと思うのですが、そのようなことを今後行う予定はないのかということをお聞きしたいと思います。やはり感震ブレーカーに関しては、電気火災を防ぐという意味では最も効果があると思います。私も自宅に簡易の感震ブレーカーを置いています。その辺を周知するための今後の工夫に関してお聞きしま

す。

○議長（小田島徳幸君） 予防課長。

○予防課長（佐藤忍君） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器につきましては設置が義務となっており、一方で感震ブレーカーの設置は推奨ということになってはおりますが、熊谷議員のおっしゃるとおり、効果があるということに住民に説明をしながら普及啓発をしていきたいと考えております。

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 日程第11、議案第6号北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 昆野美継君 登壇）

○事務局長（昆野美継君） ただいま上程になりました議案第6号、北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により改正された行政手続法に倣い、改正をしようとするものであります。

主な内容は、不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与の通知において、名宛人の所在が不明の際に行う公示送達の方法として、現行の掲示場に書面を掲示する方法に加え、不特定多数の者が閲覧できる状態にするこ

とを定めるものであります。

なお、施行日は令和8年5月21日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号北上地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田島徳幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第186回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時37分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合  
議 会 議 長

小田島 徳 幸

北上地区消防組合  
議 会 議 員

太 田 洋 市

北上地区消防組合  
議 会 議 員

藤 原 常 雄